

令和6年度丸森町テレワーカー育成事業町内サポーター企業 公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本町は少子化、高齢化率の上昇、人口減少の課題と併せて令和元年東日本台風災害からの復興途上であり、地域の持続のためには子育て世代の定住・移住が重要である。丸森町テレワーカー育成事業は、「テレワーク」という働き方を選択しやすい環境を構築することで、子育て世代が過疎地でも自分らしい働き方と育児の両立を叶え、子育て世代の定住・移住に繋げること、また、テレワークをきっかけとした子育て世代のコミュニティを形成し、町内の子育て世代の交流を促進するために実施するものである。

丸森町テレワーカー育成事業は、丸森町と株式会社 LIFULL（以下「㈱LIFULL」という。）とが連携して実施していくが、テレワーカー育成講座終了後に受講者がテレワーカーとして働く環境を構築するためには、受講者を身近でサポートする者が必要である。

以上のことから、㈱LIFULL と連携して本事業をサポートする事業者を公募型プロポーザル方式により募集し決定する。

2 公募に付する事項

(1) 業務名称

丸森町テレワーカー育成事業 拠点管理及びディレクション業務

(2) 業務の内容

別紙「丸森町テレワーカー育成事業 拠点管理及びディレクション業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された者の企画提案内容に合わせて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

(4) 業務の報酬（目安）

ア 拠点管理業務 1月あたり5万円

イ ディレクション業務 1月あたり10万円～20万円

※稼働時間により月あたりの金額が異なる。

※金額は契約候補者と㈱LIFULL とで協議のうえ決定し、支払われる。

(5) その他

本業務は事業者（契約候補者）、丸森町、㈱LIFULL との3者契約により実施する。

3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容等による総合評価とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 丸森町内に本社、支社、支店又は営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 宮城県及び丸森町の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に該当せず、かつ、丸森町契約に関する暴力団当排除措置要綱（平成 20 年丸森町訓令甲第 10 号）の措置要件に該当しないこと。

また、同要綱により参加停止の措置を受けた場合は、その措置が解除されていること。

- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和 6 年 7 月 3 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出書類 ア 参加表明書（様式 1）
 イ 会社概要書（様式 2）
 ウ 業務経歴書（様式 3）
- (3) 提出部数 各 1 部
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）
- (5) 提出先 丸森町子育て定住推進課定住推進班
 〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地
 電話 0224-51-9905（直通）
- (6) 参加承認書の通知
 ア 通知日 令和 6 年 7 月 8 日（月）
 イ 通知内容 審査結果
 ウ 通知方法 参加表明書に記載のメールアドレス宛に電子メールで順次通知する。

6 実施要項等の配布

実施要項等の配布は、令和 6 年 6 月 21 日（金）から本町ホームページ内において配布するものとする。

7 質問書の提出及び回答方法

本要項の内容に不明な点がある場合は、質問書（任意様式）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 6 年 6 月 26 日（水）正午まで
- (2) 提出方法

電子メールにより提出すること。電話及び直接来庁等口頭による質問は受け付けない。質問書の書式は任意とするが、次の項目を明記すること。

ア 電子メールの件名は、「(事業者名) 丸森町テレワーカー育成事業に関する質問」とすること。

イ 事業者名、担当者の連絡先(所属、氏名、電話番号等)を記載すること。

- (3) 提出先 丸森町子育て定住推進課定住推進班
E-mail teiju@town.marumori.miyagi.jp

- (4) 質問への回答

令和6年6月28日(金)までに、質問要旨と併せて、参加表明書を提出したすべての者に対し、電子メールにより回答する。なお、回答の際には、質問者名は公表しない。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月26日(金)午後5時まで

- (2) 提出書類 企画提案書(PDF形式の電子ファイルとする)

- (3) 企画提案書等の作成について

ア 企画提案書の内容は、審査基準の評価項目に基づいて作成すること。企画提案書のサイズは、日本産業規格 A4 とし、表紙と目次を除き 15 ページ以内を目安に任意書式にて作成すること。

イ 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できる内容とすること。

ウ 各ページにはページ番号を記載すること。

エ 文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。

- (4) 提出方法 電子メールにより提出すること。

ア 電子メールの件名は、「(事業者名) 丸森町テレワーカー育成事業企画提案書」とすること。

イ 事業者名、担当者の連絡先(所属、氏名、電話番号等)を記載すること。

ウ 容量が大きく、電子メールに添付することが難しい場合は、SENDファイル等を利用すること。

- (5) 提出先 丸森町子育て定住推進課定住推進班
E-mail teiju@town.marumori.miyagi.jp

9 プロポーザルの途中辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届(様式4)を提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。

10 企画提案プレゼンテーションの実施

- (1) 実施日 令和6年8月2日(金)午後1時から(予定)

- (2) 実施方法 オンライン Zoom 使用

- (3) 出席者 各事業者2名以内

- (4) 説明時間 30分程度

※説明時間20分、質疑応答は10分を予定

- (5) 説明資料 説明資料は、説明資料のデータを事前にメールで提出すること。

- (6) 提出先 丸森町子育て定住推進課定住推進班
E-mail teiju@town.marumori.miyagi.jp

- (7) その他

ア プレゼンテーション当日の詳細な時間等は、後日電子メールにより連絡する。

イ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書を提出した順とする。

11 審査方法

- (1) 契約候補者の選定に当たっては、本町職員及び㈱LIFULL 社員による選定委員会を設置し、同委員会により審査を行うものとする。
- (2) 企画提案書等の提出者（以下「提出者」という。）が4者以上となった場合は、選定委員会が企画提案書を書類審査し、上位3者に対しプレゼンテーションの参加資格を与える。提出者が4者未満の場合は書類審査を実施しない。
- (3) 審査方法は、評価項目毎に採点を行い、その合計点数が高い順に、第1位の者を最優秀提案者に、第2位の者を次点の者に選定する。
- (4) 審査は、非公開とする。
- (5) 審査委員の役職、氏名に関する質問には一切応じない。
- (6) 他の参加事業者に関する質問には一切応じない。

12 審査基準

企画提案書の審査基準は次の評価項目によるものとし、1項目あたりの採点基準を別紙に掲げる5段階評価で、審査委員一人あたりの合計を100点満点で評価するものとする。

評価項目	評価基準	配点
業務内容の理解	本業務の趣旨を理解し、仕様書のコンセプトに沿った内容となっているか。	10
業務履行体制	職員の配置や管理体制など、業務を遂行できる体制を構築できるか。	30
サポート内容	① テレワーカーが、円滑に業務が遂行できるようなサポート内容となっているか。 ② テレワーカー同士の交流をサポートできるか。 ③ テレワーカーのパソコンスキルをサポートできるスキルを持っているか。 ④ 丸森町、㈱LIFULL との連絡調整を担える内容となっているか。 ⑤ 新たなテレワーカーの採用支援を実施できるか。 ⑥ テレワーカーだけではなく、取引先企業との連絡調整を担える内容となっているか	30
提案者独自の取組み	本業務の趣旨を理解し、提案者独自の取り組みがあるか。	10
持続的発展	契約期間終了後も、本町におけるテレワーカー育成に関心があり、継続して事業を推進できるか。	15
類似業務実績	業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有して	5

	いるか。	
合 計		100

13 審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーションを行った提案者全員に通知する。なお、審査結果に関する異議等を受け付けない。

14 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行うものとする。

- (1) 選定委員会において決定された受託候補者を優先交渉権者とし、本町、㈱LIFULL、優先交渉権者とで3者にて契約する。特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。
- (2) 契約書の作成
本町、㈱LIFULL、受託者との協議したうえで契約書を作成するものとする。
- (3) 支払条件
支払方法は、㈱LIFULLと受託者との協議により、契約書で定めるものとする。
- (4) その他契約に関する事項
契約時における仕様書は、別紙仕様書に記載されている事項を基本とするが、本町、㈱LIFULL、受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

15 プロポーザルの瑕疵

参加者の手続及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、選定委員会で審査を行い、瑕疵が重大又は悪質であり、公平性、公正性を著しく損なうおそれがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができるものとする。

16 参加資格の取消し

次に定める事由が生じた場合、参加者及び受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消すものとする。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務開始前に指名停止となった場合

17 その他の留意事項

その他の留意事項については、次により行うものとする。

- (1) プロポーザルに参加する費用等は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語とする。
- (4) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、本町が承諾したものについてはこの限りではない。
- (5) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、本町が本案件のプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用するものとする。

(6) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出された書類は一切返却しないものとする。

イ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、丸森町情報公開条例（平成 11 年丸森町条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開することがある。

18 事務局

〒981-2192 宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120

丸森町役場子育て定住推進課定住推進班 担当：荒

電話：0224-51-9905 E-mail:teiju@town.marumori.miyagi.jp

19 実施スケジュール

件名	期限等
公募開始	令和 6 年 6 月 2 1 日(金)
質問受付期限	令和 6 年 6 月 2 6 日(水)正午まで
質問回答	令和 6 年 6 月 2 8 日(金)
参加表明書の提出期限	令和 6 年 7 月 3 日(水)午後 5 時まで
参加承認書の通知	令和 6 年 7 月 8 日(月)
企画提案書の提出期限	令和 6 年 7 月 2 6 日(金)午後 5 時まで
プレゼンテーション開催日	令和 6 年 8 月 2 日(金)午後 1 時から
選定結果通知	令和 6 年 8 月 6 日(火)
契約候補者との仕様の調整	事務局から連絡
契約候補者との契約の締結	事務局から連絡